

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 1 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額の引上げ
候補者の選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げることとした。
 - (1) 選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚以下の場合
一枚当たり 八円三十八銭（現行七円七十三銭）
 - (2) 選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚を超える場合
一枚当たり 四十一万九千円（現行三十八万六千五百円）と五円六十二銭（現行五円十八銭）にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額
- 2 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の引上げ
候補者の選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げることとした。
 - (1) 選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下の場合
一枚当たり 五百八十六円八十八銭（現行五百四十一円三十一銭）にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
 - (2) 選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合
一枚当たり 三十円七十三銭（現行二十八円三十五銭）にその五百を超える数を乗じて得た金額に六十万九千六百九十円（現行五十八万六千九百五十円）を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) 公布の日から施行することとした。ただし、3は、令和八年一月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第一 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

1 第一号部分休業の承認

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）に規定する第一号部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、十五分を単位として行うものとするものとした。

2 第二号部分休業の承認

育児休業法に規定する第二号部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとするものとした。ただし、次の場合にあっては、それぞれに定める時間数の第二号部分休業を承認することができるものとした。

ア 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

イ 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

3 育児休業法に規定する条例で定める一年の期間

育児休業法に規定する条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとすることとした。

4 育児休業法に規定する条例で定める時間

育児休業法に規定する条例で定める時間は、次の職員の区分に応じ、それぞれに定める時間とすることとした。

ア 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

5 育児休業法に規定する条例で定める特別の事情

育児休業法に規定する条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業法の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより育児休業法の規定による変更（

以下「第三項変更」という。）をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とすることとした。

6 部分休業を承認することができる時間以外の時間について職員が請求した場合の承認

(1) 育児休業法の規定による承認のほか、任命権者（県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、育児休業法に規定する部分休業を承認することができる時間以外の時間について職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを承認することができることとした。

(2) (1)による請求をしようとする職員は、一年の期間（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）ごとに、あらかじめ、次の範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における請求をするかを任命権者に申し出るものとする事とした。

(3) (2)による申出をした職員は、特別の事情（配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の(2)による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情をいう。）がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができることとした。

(4) (2)による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（(3)による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、(1)による請求をすることができることとした。

(5) (2)のイによる申出に係る(1)による請求に対する承認は、人事委員会規則で定めるところにより、職員の子を養育するため必要とされる時間について、十五分を単位として行うものとする事とした。

(6) (2)のイによる申出に係る(1)による請求に対する承認は、人事委員会規則で定めるところにより、職員の子を養育するため必要とされる時間について、一時間を単位として行うものとする事とした。ただし、次の場合にあっては、それぞれに定める時間数を承認することができることとした。

ア 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつ

て、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

イ (2)のイの時間の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(7) 第一号部分休業又は育児時間等の承認を受けて勤務しない職員に対する(2)のイによる申出に係る(1)による請求に対する承認については、一週間につき十八時間四十五分から当該第一号部分休業又は当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする事とした。

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

1 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等

(1) 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（以下「育休条例」という。）の措置を講ずるに当たっては、育休条例の規定による申出をした職員（(1)において「申出職員」という。）に対して、次の措置を講じなければならないこととした。

ア 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（イにおいて「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

イ 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

ウ 育休条例の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

(2) 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（(2)において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次の措置を講じなければならないこととした。

ア 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（イにおいて「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

イ 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

ウ 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活

との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 任命権者は、(1)のウ又は(2)のウにより意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 施行期日等

1 令和七年十月一日から施行することとした。ただし、2の一部については、公布の日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税関係

令和八年度以後の各年度分の個人の県民税について、所得割の納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から特定親族の前年の合計所得金額に応じた控除額を控除することとした。

2 法人県民税関係

マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とすることとした。

3 たばこ税関係

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。

4 自動車税関係

道路交通法の改正に伴い、身体障害者等が自動車税の環境性能割及び種別割の減免の申請を行う際に必要な運転免許証の提示に代えて、免許情報記録個人番号カードの提示によることができることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

(1) 令和八年一月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

ア 4及び5の一部 公布の日

イ 2、3及び(2)の一部 令和八年四月一日

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条

例

1 題名の改正

題名を「奈良県迷惑行為防止条例」に改めることとした。

2 禁止の対象とするつきまとい行為等の追加等

禁止の対象とするつきまとい行為等を、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の行為を反復して行うこととした。

ア つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をうろつくこと。

イ その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

ウ 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

エ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

オ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

カ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

キ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

ク その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録

その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

ケ その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

コ その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

3 禁止の対象とする卑わいな行為の追加

禁止の対象とする卑わいな行為を次の行為をすることとした。

(1) 公共の場所又は公共の乗物にいる人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、みだりに次の行為をすること。

ア 人の身体に触れること。

イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体をのぞき見ること。

ウ 写真機、ビデオカメラその他の撮影する機能を有する機器（以下「写真機等」という。）を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影すること。

エ 着衣等を透かして見ることが出来る機器を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体の映像を見ること。

オ ウの行為をしようとして、写真機等を人に向け、又は設置すること。

カ その他卑わいな言動をすること。

(2) 教室、事務所、タクシーその他不特定若しくは多数の者が出入りし、若しくは利用することが出来る場所又は乗物（公共の場所等を除く。）にいる人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、みだりに次の行為をすること。

ア 写真機等を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影すること。

イ アの行為をしようとして、写真機等を人に向け、又は設置すること。

(3) 浴場、更衣室、便所その他人が通常着衣の全部又は一部を着けない状態にいるような場所（公共の場所を除く。）及び住居にいる人に対し、人を著しく羞恥さ

せ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、みだりに次の行為をすること。

ア 写真機等を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影すること。

イ アの行為をしようとして、写真機等を人に向け、又は設置すること。

4 罰則

(1) 3の(1)のウ、(2)のア又は(3)のアに違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処することとした。

(2) 2又は3の(1)（ウを除く。）、(2)のイ若しくは(3)のイのいずれかに違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処することとした。

(3) 常習として3の(1)のウ、(2)のア又は(3)のアに違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処することとした。

(4) 常習として2又は3の(1)（ウを除く。）、(2)のイ若しくは(3)のイのいずれかに違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処することとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

(1) 令和七年十月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。